

令和5年1月20日

人 事 院 事 務 総 長

人事院規則15—14—40（人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則）の運用について（通知）

人事院規則15—14—40（人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則）（以下「改正規則」という。）附則第2条及び第3条の規定の運用について下記のとおり定めたので、令和5年1月20日以降は、これによってください。

記

- 1 改正規則附則第2条の規定による人事院との協議は、次の事項を記載した文書により、事前に相当の期間をおいて行うものとする。
  - (1) 改正規則附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる基準（以下「旧基準」という。）によることとする職員の範囲
  - (2) 改正規則による改正後の人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第3条又は第4条の3に定める基準によることが困難である理由
  - (3) 旧基準によることとする期間
  - (4) その他必要な事項

2 各省各庁の長は、前項(3)の期間の満了前に旧基準によらなくなった場合には、速やかにその旨を人事院に報告するものとする。

以 上